令和９年度　沖縄県立鏡が丘特別支援学校高等部　入学志願者募集要項（10 月 21 日訂正版）

１　方針

沖縄県立鏡が丘特別支援学校高等部における入学者の選抜は、障害の種類や程度に応じて次の方針に基づいて実施する。

（１）　選抜は、学校長が所定の出願書類、学力検査及び面接の結果を基にして行う。本校中学部から本校高等部へ進学する生徒（以下「内部進学者」という）については、学力検査・面接を実施しない書類選考による入学者選抜を実施する。

（２）　選抜は、入学志願者(以下「志願者」という。) が募集定員を超過するか否かにかかわらず行う。

（３）　一斉に実施する学力検査問題（県立高等学校入学者選抜学力検査問題又は県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題）は県教育委員会が作成し、本校においては、生徒の実態に応じて、一斉に実施する学力検査問題以外の学校作成問題を一部の生徒に実施する。

２　出願資格

学校教育法施行令（昭和 28 年 政令第 340 号）第 22 条の３(肢体不自由者)の規定に該当する者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ令和８年 11 月末日までに志願前相談を受けた者とする。

（１）　特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を募集年度の３月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの者

（２）　中学校等を卒業した者（以下「過年度卒業者」という。）

（３）　学校教育法施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する者

３　本校の通学区域

（１）　那覇学区

宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市（那覇市立安岡、首里、真和志、松島、城北、松城、石嶺及び那覇中学校区域（那覇市立那覇中学校区域にあっては、那覇市立泊小学校区域に限る。）に限る。）

（２）　県全域学区

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（本部町立水納中学校区域に限る。）、うるま市（うるま市立津堅中学校区域に限る。）、南城市（南城市立久高中学校区域に限る。）、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町

４　募集定員　※募集定員は、沖縄県教育委員会教育長が別に定める。

課程	科	学級数	定員	学級数　［　（　）内は定員　］		
全日制	普通科	未定	未定	一般学級	重複学級	訪問学級
				未定（　）	未定（　）	未定（　）

５　出願期間

出　願　期　間	受　付　時　間	受　付　場　所
令和９年２月１日（月）	午前９時～午後４時まで	教育相談室（本校１階）
令和９年２月２日（火）	午前９時～午後２時まで	教育相談室（本校１階）

※郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

※志願希望者は、１１月末日迄に本校において志願前相談を受けるものとする。(志願変更及び第２次募集を予定している全ての特別支援学校についても同じ。)

6　出願手続

（１）出身中学校長等は、志願者に係る次の書類を本校長へ出願期間内に一括して提出すること。

①入学志願書（第１号様式）

②調査書（通常の教育課程履修者用（第４号様式）または知的の教育課程履修者用（第４号―２様式））

※原則として、第４号様式を使用し、特に必要な場合に限って第４号－２様式を使用する。

※特別支援学級に在籍している生徒で、中学校の教育課程を実施し評定している場合は、第４号様式を作成する。

※県内特別支援学校中学部在学者のうち、内部進学者については、個別の支援計画、個別の指導計画を調査書に替える。

③入学者志願者名簿（第３号様式）

④住民票謄本(続柄有。マイナンバー掲載なし。出願の日前３か月以内に発行されたものとする。)

⑤健康診断書（第８号様式）

ただし、過年度卒業者のみとし、募集年度の１月以降に発行されたものとする。

⑥身体障害者手帳若しくは療育手帳の写し（両方を所持している場合は両方の写し)。

※出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。

※「次の判定年月」過ぎた手帳や手帳未取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書（第 11 号様式）

※各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

⑦確認書（前年度まで「確約及び証明書」）（第５号様式）

県全域学区（通学区域に関する規則別表第２）に掲げる地域の出願者、または沖縄本島、宮古島、石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者

⑧実態調査票①及び②

⑨写真票（第 15 号様式）

出願の日前の６か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。正面、上半身、脱帽、縦４．５㎝×横３．５㎝程度のものとし裏面に氏名及び生年月日を記入する。

⑩学力検査等に際しての配慮願い書（第 16 号様式）

~~※本校中学部から他の特別支援学校へ出願を行うものについては、中学部で作成し該当校長が定める期日までに本校に提出。但し、普通高等学校へ志願する場合は、令和 8 年 10 月末日までに県立学校教育課に提出。~~

⑪受検日時希望調査用紙（訪問Ⅰ・Ⅱ課程）（本校指定様式）　※訪問課程受検者のみ

⑫スクールバス利用申込書（希望者）

（２）　志願者が県外の特別支援学校中学部又は中学校に在学している場合は、次の手続きによる。

ア　県外からの入学志願のための許可願（第２号様式）を令和９年１月 20 日（水）までに教育長に提出し、許可を受けること。

イ　前記アの許可願（第４号様式)、入学志願書（第１号様式）の他、本校長が必要と認める書類を提出すること。

7　受検番号及び受検課程通知決定

（１）　入学志願書受付後、出身中学校長を通じて受検番号及び受検課程を通知する。

※本校中学部においては受検番号のみを通知する。

8　志願変更の日程

（1）志願変更申出期間

出　願　期　間	受　付　時　間	受　付　場　所
令和９年２月５日（金）	午前９時～午後４時まで	教育相談室（本校１階）
令和９年２月８日（月）	午前９時～午後２時まで	教育相談室（本校１階）

（2）入学志願書取り下げ及び再出願期間

出　願　期　間	受　付　時　間	受　付　場　所
令和９年２月 15 日（月）	午前９時～午後４時まで	教育相談室（本校１階）
令和９年２月 16 日（火）	午前９時～午後２時まで	教育相談室（本校１階）

9　学力検査等の日程及び所持品の取り扱い

（1）　期日　　令和９年３月３日（水）及び４日（木）の２日間とする。
※学力検査は外部生のみの実施とする。

（2）　集合時間及び場所　　集合時間：午前９時 15 分　　場所：本校視聴覚室（２階）

（3）　入試日程

①　Ⅰ課程（高等学校入学者選抜学力検査問題及び面接）

時限／月日	第１時限目 (10:00～10:50)	第２時限目 (11:15～12:05)	昼食 ５５分間	第３時限目 (13:15～14:05)	終了後
第１日目 ３月３日（水）	国　語	理　科		英　語	面　接 （寄宿舎）
第２日目 ３月４日（木）	社　会	数　学		面　接 （保護者同伴）	

※受検者は、検査時間中、次のものを携行すること。

・ＨＢ以上の濃さの黒鉛筆（シャープペンシルも可。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。）
・プラスチック製の消しゴム
・定規（三角定規は可、ただし、分度器及び分度器機能付き定規は不可）
・コンパス（分度器機能付きは不可）

※受検者は、検査期間中、携行品以外に次のものを机の上に置くことができる。

・鉛筆キャップ
・鉛筆削り（電動式・大型のもの・ナイフ類は不可。）
・時計（ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。通信機能を持つウェラブル端末等も不可。）
・眼鏡、ハンカチ（無地のタオルを含む）、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけを取り出したもの）

※外部からの受検者に対して、第１日目に保護者のみ養護教諭・栄養士との面談を行う。また寄宿舎入舎希望者は第１日目終了後に面接を行う。

② Ⅱ課程Ａ（特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題及び面接）

時限／月日	第１時限目 (10:00～10:50)	第２時限目 (11:15～12:05)	昼食	第３時限目 (13:15～14:05)	終了後
第１日目 ３月３日（水）	国　語	理　科		英　語	面　接 （寄宿舎）
第２日目 ３月４日（木）	社　会	数　学	５５分間	面　接 （保護者同伴）	

※受検者は、検査時間中、次のものを携行すること。
- ・ＨＢ以上の濃さの黒鉛筆（シャープペンシルも可。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。）
- ・プラスチック製の消しゴム
- ・定規（三角定規は可、ただし、分度器及び分度器機能付き定規は不可）
- ・コンパス（分度器機能付きは不可）

※受検者は、検査期間中、携行品以外に次のものを机の上に置くことができる。
- ・鉛筆キャップ
- ・鉛筆削り（電動式・大型のもの・ナイフ類は不可。）
- ・時計（ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。通信機能を持つウェラブル端末等も不可。）
- ・眼鏡、ハンカチ（無地のタオルを含む）、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけを取り出したもの）

※外部からの受検者に対して、第１日目に保護者のみ養護教諭・栄養士との面談を行う。また寄宿舎入舎希望者は第１日目終了後に面接を行う。

③ Ⅱ課程Ｂ（学校作成問題及び面接）

時限／月日	第１時限目 (10:00～10:50)	第２時限目 (11:15～12:05)	昼食	第３時限目 (13:15～14:05)
第１日目 ３月３日（水）	生活適応検査	数　学		
第２日目 ３月４日（木）	行動観察	国　語	５５分間	面　接 （保護者同伴）

※Ⅱ課程Ｂの受検者は筆記用具（鉛筆、消しゴム）を携行すること。

※受検者は、他に次のものを携行することができる。
ティッシュペーパー、無地のタオル

※外部からの受検者に対して、第１日目に保護者のみ養護教諭・栄養士との面談を行う。また寄宿舎入舎希望者は第１日目終了後に面接を行う。

④　Ⅱ課程Ｃ（学校作成問題及び面接）

時限／月日	第１時限目 (10:00～10:50)	第２時限目 (11:15～12:05)
第１日目 ３月３日（水）	行動観察	面接 （保護者同伴）
第２日目 ３月４日（木）	生活適応検査	面接 （保護者同伴）

※外部からの受検者に対して、第１日目に保護者のみ養護教諭・栄養士との面談を行う。また寄宿舎入舎希望者は第１日目終了後に面接を行う。

⑤訪問Ⅰ・Ⅱ課程（面接）

時限／月日	３０分程度 （受検生自宅等）
３月３日（水） または ３月４日（木）	面　　接 （保護者同伴）

※受検日時希望調査用紙に、希望日時を第二希望まで記入し出願時に提出すること。

１０　入学検査当日

（１）　両日とも原則、保護者が同伴すること。

（２）　受検者は検査当日、必ず下記様式の名札をつけること。

受検番号	
出身学校	
氏　　名	

5.5～６㎝程度

８～９㎝程度

（３）　既存の机で、答案の記入が難しい受検者、あるいは普通の大きさの文字や数字の読み書きが難しい受検者、または、職員による代筆・代読が必要になる受検者については、学力検査に際しての配慮願い書(第 16 号様式)にて事前に本校へ提出すること。
（※手続きの詳細は　６出願手続き⑩による。）

（４）答案用紙の筆記に用いる自助具や机、または排泄時に必要な自助具等は、各自で準備すること。

（５）医療的ケアを要する生徒の対応(医ケア)については、保護者が行うこと(本校の医ケア室での対応は、基本的に行わない)。

１１　合格発表及び通知

令和９年３月 17 日（水）午前９時、本校ロビー掲示板において受検番号で発表（掲示）する。発表（掲示）後ホームページにも掲載する。また、出身中学校長を通して合格したことを通知する。なお、合否について、電話での問い合わせは受け付けない。

※学力検査得点について、本校において令和９年３月 29 日（月）～４月 28 日（水）の期間、個人情報の保護に関する法律第 69 条第１項による利用目的内の情報提供として提供（開示）が可能

１２　第２次募集

（１）　出願資格

前記２出願資格に該当する者で、高等学校または高等支援学校における学力検査を受検し、合格しなかった者で令和８年１１月末日迄に、本校高等部の志願前相談を受けた者とする。

（２）　出願期間

出　願　期　間	受　付　時　間	受　付　場　所
令和９年３月 18 日（木）	午前９時～午後４時まで	教育相談室（本校１階）
令和９年３月 19 日（金）	午前９時～午後２時まで	教育相談室（本校１階）

※郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

※第２次募集志願時までに本校の対象であることの証明ができるもの（身体障害者手帳の写し若しくは専門医の診断書）が準備されていることとする。

（３）入学志願書取り下げ及び再出願期間

令和９年３月 23 日（火）　午前９時～午後２時まで

（４）　出願手続き

出身中学校長等は、志願者に係る次の書類を校長へ出願期限内に一括して提出すること。

①第２次募集入学志願書（第９号様式）

②調査書（一般入学で提出したものと内容は同じもの）

③第２次募集志願者名簿（第 10 号様式）

④確認書(第5号様式)

⑤身体障害者手帳若しくは療育手帳の写し（両方を所持している場合は両方の写し)。

※出願時に「次の判定年月」を過ぎた手帳等は、出願書類として認められない。

※「次の判定年月」過ぎた手帳や手帳未取得の場合は、県指定様式の各専門医の診断書（第１１号様式）

※各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

⑥実態調査票①及び②

（５）　選抜の方法

選抜は、学力検査成績証明書（第 14 号様式)、調査書（第２号様式、第２号－2 様式)、面接等の結果を資料として行う。

（６）　面接

期　日	集　合　時　間	集　合　場　所
令和９年３月 25 日（木）	後日お知らせします	教育相談室（本校１階）

（７）　第２次募集合格発表

合格発表は令和９年３月 29 日（月）午前９時、本校ロビーにて受検番号で発表（掲示）する。同時に、ホームページにも掲載する。また、出身中学校長を通して合格したことを通知する。合否について、電話での問い合わせは受け付けない。

※学力検査得点について、本校において令和９年３月 29 日（月）～４月 28 日（水）の期間、個人情報の保護に関する法律第 69 条第１項による利用目的内の情報提供として提供（開示）が可能。

１３　追検査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。

（１）追検査の場所　　県立鏡が丘特別支援学校

（２）申し出期間

出　願　期　間	受　付　時　間	受　付　場　所
令和９年３月３日（水）	午前９時～午後４時まで	教育相談室（本校１階）
令和９年３月４日（木）	午前９時～正午まで	教育相談室（本校１階）

※追検査の対象に該当し、受検を希望する者は、申し出期間内に出身中学校等を通じて、「追検査受検希望届」（追検査第１号様式（特支高））に本検査を受検できなかったことを証明する書類を添えて、本校長へ提出すること。

（３）　検査期日　　令和９年３月９日（火）

（４）　集合時間及び場所　　後日、各中学校長を通じて連絡する。

１４　調査書の作成方法

（１）第４号様式

ア　「受検番号」の欄は中学校等においては記入しない。

イ　※印の欄は志願変更する場合のみ記入する。

ウ　記入事項のない欄には斜線を引く。

エ　「①各教科の学習の記録」の欄は次のように記入する。

（ア）　「観点別学習状況」の欄は、１年～３年の各学年について十分満足できると判断されるものを○で記入し、○に該当しないところは空欄にする。

（イ）　「評定」の欄は、絶対評価による５段階の目標に準拠した評価で記入する。

（ウ）　「総合的な学習の時間の記録」の欄は、指導要録に基づいて記入する。

オ　「②特別活動の記録」の欄は、指導要録に基づいて記入する。

カ　「③行動の記録」の欄は、指導要録に基づいて記入する。

キ　「④総合所見」の欄は、指導要録に基づいて記入する。なお、特技、資格（例　英語検定、珠算、書道、柔剣道等の級、段位を具体的に記入する。）についても、この欄に記入する。

ク　「⑤出欠の記録」の欄は次のように記入する。

（ア）　１年及び２年は、指導要録に記入されたものを転記する。

（イ）　３年は、令和８年 12 月 28 日現在で記入する。

（ウ）　出席日数の欄は、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認めた場合には、その日数を出席扱いとして出席日数に加えるとともに、（　　）内に内数として記入する。

（エ）　備考欄は、欠席の正当な理由のあるものについて、その数値を記入し、その数が１０日以上の場合は、理由もあわせて特記する。（ただし、病欠については回数のみ）また、 前記ウで相談・指導を受けた適応指導教室等の施設名を記入する。

ケ　「⑥健康所見」の欄は、健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記する。高等学校の就学に支障があると思われる疾病又は異常のある者については、令和７年４月以降に診断した結果を記入し、健康診断書を添付する。

過年度卒業者については、記入を要しない。ただし、令和９年１月以降に行った健康診断書（第８号様式）を添付する。（病院、診療所又は保健所が発行したもの。）

コ　令和４年度以前に卒業した者の調査書については、指定された様式で作成すること。

（２）第２号―２様式

ア　「受検番号」の欄は中学校等においては記入しない。

イ　※印の欄は志願変更する場合のみ記入する。

ウ　記入事項のない欄には斜線を引く。

エ　「各教科の学習の記録」の欄はＡＢＣＤの評価を○で囲む。

（ア）　Ａの評価は、完全に自身でできる場合。

（イ）　Ｂの評価は、部分的な支援があればできる場合。

（ウ）　Ｃの評価は、学習の理解が困難である場合。

（エ）　Ｄの評価は、学習に臨む準備ができていない場合、或いは興味関心が向かない場合。

オ　「発達の記録」の欄は、最新の情報で記載すること。

カ　「出欠の記録」の欄は、指導要録に基づいて次のように記入する。

（ア）　１年及び２年は、指導要録に記入されたものを転記する。

（イ）　３年は、令和８年 12 月 28 日現在で記入する。

（ウ）　出席日数の欄は、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認めた場合には、その日数を出席扱いとして出席日数に加えるとともに、（　　）内に内数として記入する。

キ　「健康と体力」の欄は、健康診断票の該当欄の最も新しい記載事項を転記する。
過年度卒業者については記入を要しない。ただし、令和９年１月以降に行った健康診断書（第８号様式）を添付する。（病院、診療所又は保健所が発行したもの。）

１５　合格者オリエンテーション

令和９年３月 24 日（水）午前 9 時 30 分より本校視聴覚室（２階）で行う。合格者の保護者は必ず参加すること。また、外部生は合格オリエンテーション時にキャリアパスポートを提出する。

※第２次募集の合格者オリエンテーションについては、後日、各中学校長を通じて連絡する。

１６　その他

各中学校長等は進学した者について、指導要録の抄本又は写し、生徒健康診断票及び歯の検査票（外部生はこれに加え個別の支援計画及び個別の指導計画）を募集年度の３月末日迄に本校長に提出すること。

※問い合わせ先

沖縄県立鏡が丘特別支援学校
高等部入試担当：上運天　匡、玉寄久乃
電　話:098－877－4940